

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 暮らしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号	
許認可等の種類	基準器検査	根拠条項	第102条
審査基準	<p>○検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所の検査を受けなければならない。</p>		
	<p>1 基準器検査申請書</p>		
	<p>2 基準器検査の合格条件</p> <p>一 構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。</p> <p>二 器差が経済産業省令で定める基準に適合すること。</p> <p>三 前項（一）に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。</p> <p>四 二に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、その計量器について計量器の校正をして定めるものとする。 ただし、その計量器に第144条第1項の認定事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書が添付されているものは、当該証明書により定めることができる。</p>		
	<p>3 基準器検査に合格した基準器には、基準器検査証印を付すとともに、基準器検査成績書を交付する。</p>		
<p>4 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類ごとに経済産業省令で定める期間とする。</p>			
受付 機関	暮らしの安全 安心課	処理 機関	暮らしの安全安 心課
交付 機関	暮らしの安全安心課	標準処理期間	30日
		標準経由期間	日
		目次	NO
			6